様式第9号(第17条第2項関係)

第　　　　　号

住所

氏名

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第8条の規定により、下記の屋外広告物を除却することを命じます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 表示(設置)場所 |  |
| 広告物等の種類 |  |
| 数量 |  |
| 履行期限 |  |
| 理由 |  |

年　　　月　　　日

日南町長

教示

1　この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、日南町長に対して審査請求することができる。審査請求は、行政不服審査法第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又はこの処分があった日の翌日から起算して1年以内に日南町長に対してすることができる。

2　この処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第11条の規定により、日南町を被告として(訴訟において日南町を代表する者は日南町長となる。)提起することができる。取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内又はこの処分若しくは決裁の日から起算して1年以内にすることができる。

（不服申し立て先：　　　　　　　　　　　　　）